

海難審判を

受けるにあたって

このパンフレットは、海難審判を受ける方が、海難審判への理解を深め、手続きなどを円滑に進めることができるように作成したものです。ぜひ、ご覧いただき、必要に応じて手続きなどを行ってください。

公益財団法人 海難審判・船舶事故調査協会
(海難審判所 監修)

はじめに



- 海難審判は、海技士、小型船舶操縦士及び水先人の過失を明らかにし、それに伴う懲戒処分を行い、同じような事故が二度と起こらないようにするための制度です。

〔海難審判法〕

- 近いうちに、「審判開始申立ての通告」に記載されている海難審判所から、海難審判の期日・場所を知らせる**呼出状**が送られてきます。「審判開始申立ての通告」をよくお読みください。
- 分からないことがありましたら、当該海難審判所へお尋ねください。
- **連絡先を変更したときは、必ず海難審判所へ連絡してください。**

- あなたには、次のようないろいろな権利が認められています。必要なときには、このパンフレットを参考にして手続きを行ってください。

- 補佐人の選任
- 管轄移転の請求
- テレビ会議システムによる審判
- 審判期日変更の請求
- 事件記録閲覧の申請
- 証拠の申請
- 意見の陳述



公益財団法人
海難審判・船舶事故調査協会

東京本部 ☎ 03-3512-8140 FAX 03-3512-8142

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル5階

e-mail kaisin-f@maia.or.jp

ホームページ <http://www.maia.or.jp/>